

「生き、そして生かす」

——ゲーテの『エグモント』と『扇動された人々』における自由の概念と「良き古き法」——

橘 宏 亮

- 一 革命と「良き古き権利」法——『扇動された人々』
- 二 「ドイツの自由」か絶対主義か
- 三 誠実の理念と自壊する「良き古き法」——『エグモント』
- 四 展望

一 革命と「良き古き権利」法——『扇動された人々』

ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ（一七四九～一八三二年）とフリードリヒ・シラー（一七五九～一八〇二年）がギリシア古典を範とした芸術プログラムを実践したヴァイマル古典期はフランス革命およびそれに続く戦乱期と重なっている。^{（一）}したがって革命と前後して成立したゲーテの悲劇『エグモント』と政治劇断片『扇動された人々』において自由という概念が重要な役割を演じているのも不思議なことではない。革命以前からすでに自然法論・啓蒙主義の台頭によって無視しえないものとなっていた超歴史的・普遍的な権利としての自由の概念をど

う扱うべきか、この問題をめぐるゲーテの葛藤を両作品において跡付けるのが本稿の目的である。その際手掛かりとなるのは同時代の法学的議論において一般的に認知されていた「良き古き法」という法観念である。それは自然法の対立概念として、伝来の実定法や慣習法と結びつけられた言葉でもあった。故郷フランクフルトでは弁護士として開業し、ヴァイマル着任後は政治家として小領邦ながらも一国の行政を司っていたゲーテは実務家として、現実およびそこで適用される実定法を無視するわけにはいかなかったが、理論と実践の矛盾をいかに調停するかという課題に直面せざるを得なかったのは、現実の紛争解決を最終的な目的とする法学も同じである。以下において示す通り、近代への過渡期的状況の中で生み出されたゲーテの作品と同時代の法学的議論との間には、ゲーテ自身が意識していたか否かは別としても、共通するものがあるのだ。

ゲーテが、アクチュアルな事件としてのフランス革命を意識しながら書いた一七九〇年代の作品の中には、小説『ドイツ避難民閑談集』(一七九五年)や叙事詩『ヘルマンとドロテア』(一七九七年)等と並んで、いくつかの風刺的な戯曲も含まれる。⁽⁴⁾ その中の一つが『扇動された人々 (Die Aufgeregten)』(一七九三年)と題された「政治劇 (Politisches Drama)」の断片であり、こゝでは、ドイツの典型的な一地方小領邦に属する農民たちによる一揆の企てをめぐって筋書きが展開する。農民たちはなぜ領主に対して立ち上がらなければならないのか。新聞・雑誌等で得た情報からフランスでの事件に影響を受け、素朴な農民たちを一揆へと駆り立てようとする外科医 (Chirurgus) プレーメによると、その答えは、かつて先々代の領主と農民たちとの間で交わされた「協約 (Rezeß) ⁽⁵⁾」に他ならない。⁽⁶⁾

この協約に基づいて村々は、森の二、三か所、いくらかの牧草地とその使用のための通行権、その他細々とした諸君「村人たち」にとっては役に立たないがお上には利益となるものを譲渡した。なにせ、老伯爵さまは賢いお方であると

同時にまた善良なお方でもあったものな。生き、そして生かす (Leben und leben lassen) 、これがあの領主の信条であった。村人たちに対しては必要のない夫役 (Fronen) をぐくらかい免除くだやり—— (41.115)

ところがその後、協約によって免除されたはずの夫役 (道路普請) が農民たちに課されたため、彼らは領主を法的に訴える。訴訟は「長い紆余曲折を経たのちヴェッツラー」[領邦裁判所の上訴審としての帝室裁判所 (Reichskammergericht) の所在地] にまで持ち込まれた (41.145) もの、協約の文書が失われていることもあり、動きがないまま四〇年もの時が経過してしまった。こうなってしまうのはフランス国民の例にならって武装蜂起する他ない。このように述べてブレーメは農民たちを扇動するのである。

その後、対立を先鋭化させようとする扇動者たちとは対照的に、譲歩による歩み寄りを目指す登場人物が貴族と市民双方の側に配置され (亡き先代領主の妻で領邦の実質的な支配者である伯爵夫人と市民階級出身の宮中顧問官)、さらに第四幕において代官の悪事が暴露されると同時に彼が隠し持っていた協約の「文書 (Dokument)」 (41.124) も伯爵夫人の手に渡る。ゲーテが残した第五幕のあらすじ書きによれば、最終的には、宥和を目指す伯爵夫人や宮中顧問官の努力が功を奏し、騒乱は平和的な解決をみて幕となる。あらすじ書きでは発見された協約の原本によって全員が満足のうちに結末を迎えたとされているので、農民たちの主張の正当性が確認され、伯爵夫人は夫役については譲歩するという内容が想定されていたと推察できる。革命勃発当初から一貫して暴力的かつ急激な現状変更に対して懐疑的であったゲーテにふさわしく、開明的な支配者による、台頭しつつある下層民の利害をも考慮した漸次的改革を予感させる結末である。貴族・市民双方に譲歩的かつ宥和的な態度を求める改革により暴力的な革命も予防されるべきだとされるのだ。狩猟への愛着など男性的な性格を示す伯爵夫人の娘や彼女と相思相愛の仲となる若い農民の登場により人物の相関関係は複雑化する。しかしそれでも、クラウス・エプ

シュタインおよびカール・マンハイムの保守主義研究を参照しつつ、ゲーテの政治的思考に改革保守主義 (Reformkonservatismus) への傾向を見るディーター・ボルヒマイアーが、その一つの例として本作を取り上げるのも納得はできる。⁽¹⁰⁾

『扇動された人々』からいかなる政治的思考が読み取れるかどうかという問題はさておき、本稿においてまず注目したいのは、この作品で農民たちが求める権利の様態である。彼らの一揆がフランス革命に触発されたものであったとしても、彼らが求める権利は、フランスにおいてその価値が宣言された人権、すなわちすべての人間が生れながらにして持つ普遍的な権利ではない。そうではなくてここで問題になっているのは領主との契約によって認められ、文書によって確定された権利である。古い契約により農民たちに与えられた特権とも言えるこの権利は、抽象的な人が有するがゆえに普遍的な人権とは異なり、具体的な身分制秩序を前提とした歴史的な権利なのだ。

『扇動された人々』で農民たちが要求しているこの権利は、同時代の国法論等において「良き古き権利」法⁽¹¹⁾と呼ばれることもあった既得権に他ならない。この法観念の歴史は少なくとも中世までは遡ることが可能である。中世ヨーロッパの社会秩序を規定していたゲルマン法的・レーエン法的 (封建法的) 主従関係は、一方的な支配の関係ではなく、主君と臣下双方に対して契約に基づく義務の履行を要請する双務的な関係であった。武力を持たない者が自らの身を守るために武力を持つ者と契約を結びその支配下に入る。この結果生じた主従関係において主君は臣下に対して「保護と庇護 (Schutz und Schirm)」を与える義務を、その反対に臣下は主君に対して「助言と助力 (Rat und Hilfe)」を提供する義務をそれぞれ負う。⁽¹³⁾ 契約は「誠実宣誓 (Treueid)」によって結ばれ⁽¹⁴⁾るものであるから、主君がその義務を履行しない場合、臣下は抵抗しなければならない。このような契約の積み重ねによって得られた既得権の束が「良き古き権利」であり、この権利によって構成される「団体的

(Korporativ)⁽¹⁵⁾」な法秩序たる「良き古き法」には臣下のみならず主君も服することになる。⁽¹⁶⁾『扇動された人々』において先々代の領主の信条となっていた「生き、そして生かす (Leben und leben lassen)」(41, 145) も誠実宣誓に基づく主君と臣下の双務的関係性を表す文言に他ならない。各身分がこうした契約によって様々な権利・義務を有していたが、もちろん武力を持たない農民たちも領主の土地支配 (Grundherrschaft) に組み込まれ義務と同時に権利をも有していた。古き法と由来 (Herkommen) に基づく自分たちの伝来の権利が脅かされていると彼らが考えれば抵抗もありえたわけで、実際、一五二五年の農民戦争も「神の法」および「古き法」に基づく農民たちの権利をめぐる闘争とみなされていた。⁽¹⁷⁾これ以降も、領邦君主に対する農民の訴えが帝室裁判所や、帝室裁判所と同様帝国レベルの裁判所としても機能していた帝国宮内法院 (Reichshofrat) に持ち込まれるケースは後を絶たず、夫役や貢租、狩猟権をめぐる争いの中で、他の根拠 (帝国法や神の法、さらには自然権) と並んで「古き慣習」は農民たちの権利の拠り所であり続けた。⁽¹⁸⁾

ドイツにおけるこうした農民たちの抵抗が、フランス革命期に一層不穏なものとして知覚されたのは想像に難くない。⁽¹⁹⁾実際、『扇動された人々』に描かれているような農民一揆や夫役拒否は、当時ドイツ各地で発生しており、ゲーテがその行政の中心にいたザクセン＝ヴァイマル公国もその例にもれない。ゲーテ自身、政治家としてその対応に苦慮していたのであって、『扇動された人々』における描写もそうした経験が下敷きとなっているのである。⁽²⁰⁾したがってここで描かれる農民たちが求めるのも、普遍的な人権の獲得ではなく、周辺村落において通用しているだけの「良き古き権利」の回復ではない。それにもかかわらずブレーメが「われわれは今日、祖国全体のために働くのです。われわれの村から自由の太陽が昇るのです」(41, 168-169) などと述べるとすれば、それは扇動家のアジ演説でしかなくなるし、詩的には、せいぜい風刺喜劇の対象となりうるのみであろう。

二 「ドイツの自由」か絶対主義か

農民たちの闘争において自由の観念が、普遍的な人権としての自由と歴史的な既得権としての自由に二重化してしまふのは、ドイツにおける旧身分制的社会秩序観の根強さを証明するものなのかもしれないが、伝統的な意味での自由を持ち出すのはドイツの農民だけではなかった。革命前夜のフランスにおける知識人たちの議論においてさえ、ヴォルテールやモンテスキュー、ルソーらによるフランス革命的な人権観念の先取りが確認できる一方で、重農主義者ミラボーは、経済的には国家や身分制の特権からの解放を重視しつつも、この自由を説明するために、王権をも制限する「基本権 (vois fondamentales)」という、伝統的な既得権をも含意する概念を用いることで、抽象的な自然権と歴史的な既得権とを接続する可能性を残している⁽²¹⁾。既得権およびその防衛のための闘争という伝統的な思考と人権宣言との間には、断絶のみならず連続性も存在するのである⁽²²⁾。

古い思考と新しい思考との間の複雑な関係性は、一八世紀ドイツ国法論の議論においても確認できる。周知の如くドイツにおける絶対主義は、ヴェストファーレン条約により主権者となった帝国等族(領邦君主)が支配する領邦国家において発展する。領邦君主によって目指されたのは国内の分立主義的地方勢力(領邦等族)の排除による中央集権化であったが⁽²³⁾、その際、対立する両陣営(領邦君主と領邦等族)双方が、自身の利益の理論的・学問的正当化をも試みる。ごく大雑把に言えば、領邦君主は絶対主義的支配権力正当化の理論としての自然法論(代表的な例はホッブズ)に自身の拠り所を求め、対する領邦等族は自らの既得権を保障する地方的実定法を根拠に抵抗を試みた⁽²⁴⁾。領邦君主と領邦等族との関係も、領主・農民のそれと同様、法的にはレーエン法的(封建法的)主従関係によって規定されていたので、領邦等族も農民と同じく既得権たる「良き古き法」を引き合いに出すことができたのである。緊急時に君主が法により認められている限度を超える軍役および租税を領邦等族に課

す場合の等族側の同意権がその代表的な例である。⁽²⁵⁾ 他方、紛争の原因ともなりえた権利の歴史的正確性を捨象することができ自然法論は、中央集権化により自力救済・内乱の可能性の排除を目指す領邦君主にとって好都合であった。社会契約論は非歴史的なフィクションであるからこそ現実において機能しうるのである。⁽²⁶⁾

一二一五年のマグナ・カルタにおいてすでに示されている君主と等族とのこの対立は、一八世紀ドイツの国法論においてもアクチュアルかつ重要な問題として議論され、領邦君主を優位と見るか領邦等族を優位と見るかに応じて様々な理論構成がとられた。⁽²⁸⁾ 啓蒙絶対主義の時代にこの問題がいかに重大であったかは、一八世紀ドイツを代表する国法学者の一人であるヨハン・ヤーコプ・モーザー（一七〇一―一七八五年）が、一七五九年にヴェルテンベルク公国の君主カール・オイゲンによって逮捕され一七六五年まで拘禁されたという事件が象徴的に物語っている。⁽²⁹⁾ 専制的なカール・オイゲンの下、君主と等族との対立が先鋭化し、領邦等族法律顧問としてその利益を代弁しているとみなされたモーザーが犠牲となったのである。直接のきっかけとなったのは、カール・オイゲンが等族議会の同意なしに実施した徴兵であり、これが「良き古き法」に反するとされ等族の激しい抵抗を招く結果となった。実際、領邦君主の支配権、すなわち領邦高権（Landeshoheit）濫用からの領邦等族ら臣民の既得権保護に自らの理論の主眼を置き、その有効な手段としての帝国国制の意義を強調していたモーザーは、⁽³⁰⁾ 領邦高権について扱った一七七三年の著作の中で次のように書いている。「皇帝の統治および帝国最高裁判所判決の威信が弱まれば弱まるほど領邦高権がますます強まるか、あるいは領邦君主がより一層恣意的にふるまう。逆に皇帝の統治および帝国最高裁判所判決の威信が高まれば高まるほど領邦等族および臣民の古きドイツの自由（die alte deutsche Freyheit）はより一層実現され、そして領邦君主およびその大臣たち、また宮廷の公法学者たちもより多くのことを注意するようになる。」⁽³¹⁾ しかし「千年来の誉れ高きドイツの自由、平民男子（der gemeinen Mann）も享受するに至ったこの自由は、多くの場所で紙や古文書等の上に存在するだけのものとなっ

ている」⁽³²⁾。そうモーザーは嘆く。彼の言う「ドイツの自由」とは、古い由来を持つ既得権としての「良き古き権利」に他ならない。そしてこの自由は、身分制秩序内の中間権力たる貴族、すなわち領邦等族のみならず臣民一般が享受すべきものののだ。むしろ身分制秩序を前提としたこの觀念を民主的だと称するつもりはない（言うまでもなく特権の内容は身分に応じて異なっていた）。しかしその契機が皆無かと言うとそれもまた言い過ぎであろう。また支配に対する抵抗の可能性も留保されている。フランスの重農主義における自由の理念と同様、ここでも新しい理念への接続の可能性は閉じられているわけではない。

三 誠実の理念と自壊する「良き古き法」——『エグモン』

絶対主義と「ドイツの自由」の対立という同時代の議論にゲーテが自覚的であつたことを示しているのがフランス革命の直前に発表された悲劇『エグモン』⁽³³⁾（一七八八年）である。一七七五年の最初の構想から時を経て、一七八七年によくイタリアで書き上げられた本作は、八〇年戦争当初のネーデルラント独立運動に材をとった歴史劇であるが、歴史上のネーデルラント一七諸州においても、伝統的・身分制的主従関係に基づく統治がなされており、信仰の問題に端を発して、そうした諸権力の排除を論む宗主国スペインの絶対主義と地方勢力との対立へと至る⁽³⁴⁾。この史実に基づいたゲーテの『エグモン』も、身分制的秩序と絶対主義の対立を劇の大枠としている。マキャヴェリズムの性格を示す専制的な宗主国ハプスブルク・スペインは中間権力を排除して主権者の絶対的権力に服する一様な臣民を作り上げようとする（「民衆をいたわり諸侯を滅ぼすことだ」⁽³⁵⁾（31. 279））。これに抵抗するネーデルラント貴族エグモンが、地方主義的・分権的な「自由」、すなわち「良き古き法」を代弁する人物として描かれているという点は、第四幕第二場の彼とアルバの対話等から容易に読み取れる⁽³⁵⁾。民衆の暴

動に対して何の策も講じないエグモントの意図はそうすることで事態をかえってエスカレートさせることにあるのではないか、⁽³⁶⁾というアルバの挑発的な発言に対して、エグモントは激昂を抑えながらも次のように述べる。

すべての意図が明らかになるわけではないし、少なからぬ男たちの意図が誤解されることもありえましょう。実際に、次のような声があらゆる方面から聞こえてまいります。王の意図は、一樣かつ明快な法により (nach einformigen und klaren Gesetzen) 諸州を統治し、宗教の威光を確かなものとし、臣民に一般平和 (einen allgemeinen Frieden) を与えることよりかはむしろ、臣民を無条件に抑圧し、彼らの古い権利を奪い、彼らの所有物の支配者ともなることにあるのではないか、貴族たちの輝かしい特権、それがあゆえにこそ彼らが身も心もささげて王に仕えている、その特権を制限することにあるのではないか、という声です。(3.1. 304-305)

この引用の前段部分に登場する「一般平和」という概念は、絶対主義を正当化するためにしばしば持ち出される根拠の一つである。また、若きゲーテが戯曲『ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン』(二七七三年)で触れたテーマ⁽³⁷⁾でもある。中間権力たる貴族たちの自力救済行為、すなわちフェーデによって、自身は貴族同士の争いとは無関係にもかかわらず被害を受ける農民や商人といった下層民たちに対して、教会を特殊平和圏(アジール)として設定し暴力からの救済の可能性を提供した「神の平和」運動にその根源を有する、中世中期から後期にかけて帝国および領邦レベルで発せられたラント平和令は、領土内における全面的なフェーデの禁止による内乱の平定、つまり一般平和の実現を目指すものであったが、この貫徹にこそ絶対主義の本質があった。⁽³⁸⁾スペイン・ハプスブルクは見かけ上はこの説明を用いるが、その背後にはネーデルランド諸州に対する専制的な支配確立の意図があるのではないか、エグモントもそのことには薄々気づいてはいるのだ。しかし貴族のフェーデ権は、伝統的には、

侵害された彼らの既得権の回復を目指して行使されたものであるから、「良き古き法」という秩序内において認められた正当な権利といえる。したがってフェーデ排除を目指す絶対主義は「良き古き法」とは原理的に矛盾するのであり、恣意的な専制とならない場合であっても、既得権を制限せざるをえない。そしてこの既得権を保障する地方的・団体的な「良き古き法」に代えて普遍的な自然法と一致した「一樣かつ明快な法」が適用されることになる。よってエグモン트가引用箇所の前段を容認すること自体が、自身および自身が代弁する価値の否定へとつながりかねないのだ。

こうしたジレンマを抱えながら、また友人オラーニエンが表明した王の真意に対する疑念を少なからず共有しながら、エグモン트가なおも、王による「良き古き権利」の侵害の可能性を頑なに否定する際に彼を支えているのは誠実 (Trene) の観念に他ならない。⁽⁴⁾ オラーニエンがアルバの招集令に危険を感じとりそれに応じなかったのに対して、エグモン트가これに應えて面談に臨んだのは、アルバが王の名の下に招集をかけたからである。会談の場合と到着したエグモン트는述べる。「永遠に従順なるわれらが忠義 (Trene) に対して陛下がいかなる奉仕 (Dienst) を望んでおられるのか伺うべく陛下の命令により参上いたしました。」(3.I. 302) これに対してアルバは答える。「これら諸邦の平和をいかにして回復すべきか、陛下は貴殿の助言 (Rat)、意見を望んでおられます。」(3.I. 302) この最初のやり取りが、「良き古き法」を規定する封建的主従関係に由来するレトリックの枠内で展開されているのは明らかである。すでに見た通りこうした主従関係は誠実宣誓により主君と臣下双方に義務を課す双務的關係であって、臣下は主君から保護と庇護 (Schutz und Schirm) を得る代償として助言と助力 (Rat und Hilfe) を提供する。それゆえにエグモン트는王の名の下に出された招集命令を断るわけにはいかなかった。また主君が臣下に対する保護およびその権利の尊重を拒否すれば誠実宣誓違反ともなる。この関係性を持つとするからこそエグモン트는王による「良き古き権利」侵害の可能性を否定するのだ。第二幕のオラーニエンとの対話か

ら少し長くなるが引用する。

オラーニエン もし王が「……」われらが、われらが法の遵奉 (auf unsre Rechte halten) と称する行為を不忠 (Treulosigkeit) と呼んだらいかにする。

エグモント われらは自らを弁護することができるのである。王は金羊毛騎士団を招集すればよからう。そこで正々堂々裁いてもらうだけのこと。

オラーニエン では、審理なき判決、判決なき刑罰となった場合は。

エグモント そのような不正を王が犯すなどとはとても考えられぬ、王とその顧問官たちがそのような愚かな挙に出るなどとは。

オラーニエン 彼らが実際不正で愚かであったとするならば。

エグモント いや、オラーニエンよ、そんなことはありえぬ。われらに手をかけようなどと。——われらを拘禁しようとしたところで不首尾に終わるのは間違いない。また何の利益があるというのか。いや、彼らが暴君の旗印を高々掲げるなどありえぬ。そのような知らせをのせたそよ風でさえ、国中に広まれば、各地より炎を集め火災を手を負えぬものとするであろう。陰謀によってわれらの生命に手をかけようとしたところで、王一人で裁き判決を下すことなどできぬではないか。——彼らはそのようなことを欲することもできまい。(3.1. 279-280)

エグモントの希望的観測によれば、まず王自身が良き古き法に服しているのであるから、宣誓に反して貴族たちの特権を侵すことはないし、ましてや法によらずして貴族たちを亡きものにするなどありえない。そのようなことになれば、身分が異なるとは言え貴族と同様に封建秩序の中で一定の利益を享受している民衆が黙ってはいないだろう。暴動となりスペインからの独立運動に発展するのは誰が見ても明らかであるから、王がそのような挙

に出ることはないし、そもそもできないのだ。そうエグモン트는考える。ここではつきりしているのは、先に挙げたモーザーの発言同様、良き古き権利の主体としての下層民の存在が自明視されているということである。

実際、本作でエグモンと並び「良き古き権利」を主張するのは民衆である。『扇動された人々』のブレーメ同様、扇動者の性格を示す書記 (Schreiber) ファンセンは民衆が集まる場で次のように述べる。

私は以前、年老いた主人に仕えていたことがあってな、そのお方は大昔の設立趣意、契約、権利 (Stiftungen, Kontrakten und Gerechtigkeiten) が書かれた羊皮紙やら古文書やらを持っていた。希少本集めにこつてたんだな。そのうちの二つにわれらの国制のことが全部 (unsre ganze Verfassung) 書いてあったのよ。それによれば、われらネーデルラント人は個々の領主たちに、すべてにおいて伝来の法、特権、慣習に従って (nach hergebrachten Rechten, Privilegien und Gewohnheiten) 治められていた。その通りに正しく治めてくださる限り、われらの先祖たちはめいっばいの敬意を彼らにお示しした。それと同時に領主が法を逸脱しようとしてはいかと用心もした。それから間もなく身分制議会 (Staten) が導入されたんだ。どんなに小さくたってすべての州に諸身分 (Landstände) がいてそれが議会 (Staten) を作ったってわけだ。(3.1. 267)

ここで述べられているのが、すでに見た「良き古き法」に基づく旧ヨーロッパ的政治秩序であることは言うまでもない。⁽⁴³⁾ ヴュルテンベルクのカール・オイゲンとモーザーの対立の遠因ともなった君主と諸身分 (領邦議会) の双務的關係およびそれに基づく臣下の抵抗権正当化の理論である。多くの論者がこうしたゲーテの記述からオスナブリュックの歴史家兼政治家でゲーテが生涯にわたり敬愛し続けたユストゥス・メーザーの名を出す⁽⁴⁴⁾が、すでに示した通りこのような秩序観は同時代の国法学において自明のものであったので、ヴェッツラーにおける司

法修習も経験し法に精通していたゲーテには、メーザーによらずとも周知の事柄であったはずである。

ファンセンによるとネーデルラントの祖先たちは自分たちの権利が脅かされるか侵害された場合、抵抗してきた。ところが現在の市民はどうか。その日その日の仕事にかまけて「政府に好き放題支配されるがままだ。支配の由来、歴史、権利を尋ねもせん。そうこうしているうちにスペイン人たちが諸君を網にかけてしまったというわけだ。」(31. 267) しまいには、本来、臣民の同意が必要なはずの信教に関する事柄における権利まで蹂躪される始末である。ではネーデルラント人は何をすべきか。契約を結んでいる領主、すなわちエグモントら貴族たちに保護を求めなければならない。貴族との契約によって保障されるべき権利が踏みにじられているのだから貴族が彼らを保護せねばならないのだ。「第一に次のように書いてある。ブラバント太公はわれわれに対して良き忠実なる君主 (ein guter getreuer Herr) であるべし。」(31. 268) ここでファンセンがエグモントと同様に誠実の観念を持ち出すのは、両者の議論がともに「良き古き権利」に依拠しているのだから当然である。臣下たるエグモントがスペイン王に誠実を期待したのと同様に、臣下たる民衆は主君エグモントの誠実を期待するのである。ファンセンによってこのように煽られた民衆は次第に熱を帯びてくる。「貴族はわれわれを保護しなければならぬ。交渉を始めよう!」[……]「われわれにはまだエグモントがいる! オラーニエンがいる! 彼らがわれわれの幸福 (unser Bestes) を配慮するのだ。」(31. 269) そして「自由と特権をー」(31. 270) という掛け声とともに群衆が危険な様相を示すや否やエグモントが登場し、次のように述べて事態の収拾を図る。「解散せよ、自分の仕事に戻れ。諸君が平日に仕事を休むとは、よくない予兆だ。何があったのだ。」(31. 270) すでに確認した通り「良き古き権利」は身分制的・団体的な観念であるからエグモントがこのように発言するのも不思議なことではない。彼にとっては市民の本分とは平日には仕事に励むことなのであり、自由についても同様の考え方となる。「誠実かつ勤勉に働いて暮らしを立てる堅実な市民はどこにいても必要な分の自由を享受することができぬ。」

(3.1. 270)。身分に応じて様々な異なる既得権を守ることが自由であるとすれば、自由の在り方自体が身分に応じて異なるのも当然であろう。⁽⁴⁵⁾ そして後のアルバとの議論においてこの自由の不平等性、すなわち権利の不平等な配分を批判されたエグモン트는、「それは何百年も前に行われたことであり、今は妬みもなく受け入れられております」(3.1. 307)と反論するものの、これも民衆の場面での「よくな⁽⁴⁶⁾予兆」(3.1. 270)を目にした後では虚しく響く。

エグモンートの議論は冷酷な国家理性論者アルバの批判を前に様々な矛盾をさらけ出すことになるが、それは民衆を相手にした本場面も同様である。ファンセンが民衆の抵抗を正当化する際の議論と、エグモン트가スペイン王による諸身分の既得権侵害を非難する際の議論は、「良き古き法」に由来する誠実の観念に依拠しているという点で一致しており、また両者ともに「良き古き法」の観点から見れば正当なものである。したがって、スペインによってネーデルラント市民の既得権が侵害されているのであれば、エグモン트는彼らの権利を保護せねばならない。彼自らが最高の価値を置く誠実の理念がそれを求めるからである。ところが市民の主張に対するエグモンートの答えは、大雑把に言えば、権利や支配の由来などいちいち詮索せず現状に満足せよ、というものでしかない。これが誠実の理想に反しているのは明らかで、この点エグモン트는自己矛盾に陥っていると云わざるを得ない。歴史家ラインハルト・コゼレックは、啓蒙主義の特徴として市民には隠されているべき政治的領域としての支配・統治の秘法を批判的に暴こうとする傾向を指摘したが、この傾向を示すファンセン(あるいは『扇動されたる人々』におけるプレーメ)のような人物の議論に対してエグモン트는明らかに分が悪い。彼が想定する市民の理想的状态は第一幕冒頭の同じく民衆が主役の場面でも言及される。先祖代々受け継がれ今現在も営まれている生活様式が顔なじみの君主の統治のもと保存され、「安全と平穩！秩序と自由！(Sicherheit und Ruhe! Ordnung und Freiheit)」(3.1. 253)が実現された状態がそれである。⁽⁴⁸⁾ この理想状態を一人の市民が次のように言い換える。

われらの主君はわれらと同じように陽気で自由でなきゃならん。生き、そして生かす (leben und leben lassen) 、ということだ。蔑まれたり弾圧されたりなんぞは御免だね、仮にわれわれが気のいい間抜け (gutherzige Narren) であつたとしてもな。(3.1. 249)

しかし市民が権利や支配の由来について啓蒙される、すなわちもはや「気のいい間抜け」でなくなってしまうや否や「生き、そして生かす」という文言に表れる誠実の理念が破壊的に作用し始める。その結果がファンセンによって扇動される民衆であり、皮肉なことにそれは、「暴動鎮圧」(3.1. 303) という名目の下、アルバによって発せられる戒厳令⁽⁴⁹⁾を正当化することにもなる。エグモントの秩序観を構成する四つの価値、すなわち安全、平穩、秩序、自由のうち、自由のみを犠牲として他の三つが回復されるのだ。ここに描かれているのは自身に内在する誠実の理念により自壊する「良き古き法」に他ならない。

四 展望

一八世紀の国法学者としてモーザーと並び称されるヨハン・シユテファン・ピュッター⁽⁵⁰⁾（一七二五―一八〇七年）は、自然法論に由来する「公共の福祉 (die gemeine Wohlfahrt)」という国家目的概念を援用し、緊急時を含めその目的の範囲内での領邦高権行使を容認しつつも、それにより臣民の権利が制限される場合の厳格な運用を要求することで国家権力行使に対して一定の制限をかけている。公共の福祉目的の逸脱や支配者による恣意的運用、すなわち「専制 (Despotismus)」⁽⁵¹⁾は許されない。さらにピュッターは、配慮されるべき臣民の権利として既

得権⁽⁵²⁾と並び、人が「市民社会あるいは国家において結合される」以前の「自然状態」においてすでに有していた「自然的自由 (die [...] natürliche Freiheit)」も加える。⁽⁵³⁾ここに実定法と自然法との共存および新旧の過渡的性格を指摘することは可能であろう。⁽⁵⁴⁾

ピュッターの理論は、自然法論的な公共の福祉概念が権力の正当化のみならず制限の根拠ともなりうることを示しているが、⁽⁵⁵⁾ゲーテの『エグモン』においてアルバが命令する戒厳令は、公共の福祉目的を理由とした権力行使および権利の制限の例であり、それは専制支配の性格も帯びる。同じく新しい自然法的思考に由来する権利や自由の観念すなわち「自然的自由」は、最終幕の監獄でエグモンが夢想する民衆の闘争に関連して予感されるにすぎない。しかし他方で民衆を啓蒙するファンセンの議論は旧来の「良き古き法」を出発点としながらも、さらに暴動という不穏な様相を呈しながらも、抵抗への機運という点において、エグモンが夢想する民衆による闘争との関連性を示すものでもある。ここでも古い思考への新しい思考の接続の可能性は開かれている。『エグモン』に描かれる登場人物や事件が示すこうした両義性に、近代への過渡期において、二つの自由概念、すなわち人権と「良き古き権利」との間で葛藤するゲーテの足跡を読み取ることが不可能ではないであろう。

フランス革命を経た後に執筆された『扇動された人々』においても「良き古き権利」を要求する民衆（ここでは農民）という切り口から自由の問題が取り上げられ、支配者の側の歩み寄りによる平和的解決という結末が想定されていたであろうことが分かるが、そもそもこの作品は断片にとどまっているし、作品の風刺的性格も否定しえない。はたしてゲーテがこの解決に満足していたのかどうか疑問は残る。ゲーテはこれ以降も革命について詩作を続けており、その中で自由概念の考察がどのような展開を見せるのかを引き続き確認していく必要があるだろう。

- (1) 「ヴァイマル古典期 (Weimarer Klassik)」という概念をどう規定するかについては議論があるがここでは立ち入らない。この点に関しては Cornelia Zumbusch: Weimarer Klassik. Eine Einführung, Berlin 2019, S. 1-38 を参照。
- (2) ゲーテの伝記としては例えば坂井栄八郎『ゲーテとその時代』朝日新聞社、一九九六年を参照。
- (3) Reinhart Koselleck: Einleitung. In: Otto Brunner/Werner Conze/Reinhart Koselleck (Hrsg.): Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Bd. 1, Stuttgart 1972, S. XIII-XXVII を参照。
- (4) これらの作品については W. Daniel Wilson: Art. Dramen zum Thema der Französischen Revolution. In: Theo Buck (Hrsg.): Goethe Handbuch, Bd. 2: Dramen, Stuttgart/Weimar 1996, S. 258-287 を参照。
- (5) プレームは劇中で外科医であると同時に理髪師であることも明らかにされるが、これは当時、理髪師が外科医を兼ねていたことによる。ディーター・ボルヒマイアーによると、ゲーテは、一定程度の学識を備えた理髪師（兼外科医）と家庭教師 (Hofmeister) に革命的陰謀の典型的な扇動者像を見つけた (Dieter Borchmeyer: Weimarer Klassik. Portrait einer Epoche, Weinheim 1994, S. 266 を参照)。実際『扇動された人々』には宮廷で家庭教師として雇われている聖職者も扇動者の一人として登場する。外科医という職種の歴史については Hans Schwabe: Der lange Weg der Chirurgie. Vom Wundarzt und Bader zur Chirurgie, Zürich 1986 を参照。
- (6) Johann Wolfgang Goethe: Die Aufgeregten. Politisches Drama in fünf Akten. In: ders.: Sämtliche Werke nach Epochen seines Schaffens, Münchner Ausgabe, hrsg. von Karl Richter u. a., München/Wien 1985-1998, Bd. 4.1, S. 133-181, hier S. 145. 以下ゲーテの著作からの引用は本版により、本文中に巻番号および頁番号をアラビア数字で記す。日本語訳は筆者のものである。
- (7) 法律実習のため一七七二年にヴェッツラーに滞在していたゲーテにとって帝室裁判所の欠陥は自明のものであった (Borchmeyer: Weimarer Klassik (Ann. 5), S. 266 を参照)。皇帝と帝国等族の対立や慢性的な裁判官の定員不足による帝室裁判所の機能不全については F・ハルトウング (成瀬治・坂井栄八郎訳)『ドイツ国制史——15世紀から現代まで』岩波書店、一九八〇年、六一―六二頁、Ulrich Eisenhardt: Deutsche Rechtsgeschichte, 7. überarbeitete Auflage, München 2019, S. 52-53 を参照。

- (8) 4.1. 180-181 を参照。
- (9) この点についてはとりわけ Dieter Borchmeyer: *Höfische Gesellschaft und französische Revolution bei Goethe. Adliges und bürgerliches Wertsystem im Urteil der Weimarer Klassik*, Kronberg/Ts. 1977, S. 250-282 を参照。
- (10) Borchmeyer: *Weimarer Klassik* (Ann. 5), S. 267-269 を参照。『扇動された人々』における貴族と市民の関係性の複雑さを強調するものとして Wilson: *Art. Dramen* (Ann. 4), S. 272-273 がある。
- (11) 「良き古き権利＝法」については例えばオットー・ブルンナー (石井紫郎他訳) 「旧身分制社会における自由権」同『ヨーロッパ——その歴史と精神』岩波書店、一九七四年、二八六～三〇五頁所収、村上淳一『近代法の形成』岩波書店、一九七九年、六五～一二九頁、Gerhard Oestreich: *Geschichte der Menschenrechte und Grundfreiheiten im Umriß* [1968], Berlin 1978 を参照。以下「良き古き権利＝法」についての叙述は基本的にはこれらの文献に基づいている。
- (12) この法観念の起源と歴史については村上淳一『「良き旧き法」と帝国国制 (一)」、『法学協会雑誌』九〇巻一〇号 (一九七三年) 一～四八頁を参照。
- (13) Oestreich: *Geschichte der Menschenrechte* (Ann. 11), S. 45.
- (14) ブルンナー「旧身分制社会における自由権」(注11)『二九六頁。
- (15) Oestreich: *Geschichte der Menschenrechte* (Ann. 11), S. 45.
- (16) 村上『近代法の形成』(注11)、『一九、六五～六六頁を参照。
- (17) この点については村上『「良き旧き法」と帝国国制 (一)」(注12)、『三七～四五頁、Oestreich: *Geschichte der Menschenrechte* (Ann. 11), S. 45-46 を参照。
- (18) 帝国裁判所に持ち込まれた農民の闘争については村上淳一『「良き旧き法」と帝国国制 (二)」、『法学協会雑誌』九〇巻一一号 (一九七三年) 二五～七四頁、ここでは三六～四五頁がいくつかの例を紹介している。一五四九年から一七九八年まで数世代にわたって続いたシュヴァーベン、ホーエンツォレルン伯爵領における自由狩獵權をめぐる闘争では、領主による「新たに発見されたという証書」の提出が事態を緊迫させたこともあったという (同上三九～四〇頁を参照)。

- (19) 実際、シュヴァーベン、ホーエンツォレルン伯爵領における農民たちの抵抗では、フランス革命勃発による事態の悪化も見られた(同上四〇頁を参照)。
- (20) この間の歴史的・伝記的背景についてはとりわけ W. Daniel Wilson: *Das Goethe-Tabu. Protest und Menschenrechte im klassischen Weimar*, München 1999, S. 76-171 を参照。ウィルソンは、一七九二年に発生したイルメナウの農民たちによる蜂起がゲーテのモデルとなった可能性を指摘している (ebd., S. 171 を参照)。この騒動は、道路普請に関わる労役免除の代償として支払いを要求されていた通行税の増額に対して農民たちが反発したもので、その際彼らは、この措置が「協約 (Rezeß) 」 (ebd.) に反すると主張した。
- (21) Oestreich: *Geschichte der Menschenrechte* (Ann. 11), S. 64-67 を参照。
- (22) この点については村上『近代法の形成』(注11)「一九七六―七七頁」Diethelm Klippel: *Politische Freiheit und Freiheitsrechte im deutschen Naturrecht des 18. Jahrhunderts*, Paderborn 1976, S. 159-177 も参照。
- (23) この点についてはゲルハルト・エーストライヒ (阪口修平・平城昭介訳)「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」、F・ハルトウング、R・フィーアハウスほか (成瀬治編訳)『伝統社会と近代国家』岩波書店、一九八二年、二二三―二五八頁所収における概説を参照。
- (24) 一七世紀から一八世紀にかけてのドイツにおける国法学 (憲法学) における自然法論の意義についてはとりわけ栗城壽夫『17・18世紀のドイツ憲法学』尚学社、二〇二四年を参照。栗城は近世ドイツ憲法学が自然法と実定法との二元主義的傾向によって規定されている点を強調する。
- (25) ブルンナー「旧身分制社会における自由権」(注11)、二九三頁を参照。
- (26) 自然法論のこうした機能については栗城『17・18世紀のドイツ憲法学』(注24)、一〇一―一二四頁を参照。また自然法論の超歴史性とその意義についてはミシェル・フーコー (石田英敬訳)『ミシェル・フーコー講義集成6 社会は防衛しなければならない——コレージュ・ド・フランス講義1975—1976年度』筑摩書房、二〇〇七年におけるフーコーによるホッブズ『リヴァイアサン』の分析も参照。
- (27) Oestreich: *Geschichte der Menschenrechte* (Ann. 11), S. 64-67 を参照。
- (28) この点についてはミヒャエル・シュトライス編 (佐々木有司・柳原正治訳)『一七・一八世紀の国家思想家たち

——帝国公(国) 法論・政治学・自然法論』木鐸社、一九九五年所収の諸論文を参照。

- (29) この点については金子武蔵「解説」、ヘーゲル(金子武蔵訳)『政治論文集(上)』岩波書店、一九六七年、二四一～三六〇頁所収、ここでは二七五～二七六頁、栗城寿夫「十八世紀ドイツ国法理論における二元主義的傾向(二)」、『法学雑誌』一一卷一号(一九六五年)六七～九四頁、(三)では七〇～七一頁を参照。

- (30) Johann Jacob Moser: Von der Landeshoheit derer Teutschen Reichsstände überhaupt, Frankfurt/Leipzig 1773, S. 248-274 を参照。モザーの国法論については栗城「十八世紀ドイツ国法理論における二元主義的傾向(三)」、(注29)、六七～九四頁、アードルフ・ラウフス「ヨハン・ヤコブ・モザー」、シュトライス編『一七・一八世紀の国家思想家たち』(注28)、四六五～四八一頁所収を参照。

- (31) Moser: Von der Landeshoheit (Anm. 30), S. 41.

- (32) Ebd., S. 257.

- (33) 作品の成立経緯については Georg-Michael Schulz: Art. Egmont. In: Buck (Hrsg.): Goethe Handbuch (Anm. 2), S. 154-172, hier S. 154-155 を参照。

- (34) 歴史上のネーデルラントにおける統治形態については Hans Hugo Klein: Staat, Verfassung, Volk und Freiheit in Goethes „Egmont“. In: ders.: Der Jurist Johann Wolfgang von Goethe. Eine Spurensuche in Werk und Wirken, München 2024, S. 21-47, hier S. 21-23 を参照。

- (35) この点を指摘するものとしては坂井榮八郎『ユストゥス・メーザーの世界』刀水書房、二〇〇四年、二一五～二二三頁、大宮勘一郎「エグモントかアルバカ」『藝文研究』九一卷二号(二〇〇六年)三三六～三三三頁、Peter Michelsen: Egmonts Freiheit. In: Euphorion. Zeitschrift für Literaturgeschichte 65 (1971), S. 274-297; Hans Reiss: Goethe, Möser and the Aufklärung. The Holy Roman Empire in „Götz von Berlichingen“ and „Egmont“. In: Deutsche Vierteljahrsschrift für Literaturwissenschaft und Geistesgeschichte 60 (1986), S. 609-644, hier S. 624-642; Renate Stauff: Justus Möser's Konzept einer deutschen Nationalidentität. Mit einem Ausblick auf Goethe, Tübingen 1991, S. 392-410; Borchmeyer: Weimarer Klassik (Anm. 5), S. 160-167 を参照。これらの研究は『エグモント』におけるユストゥス・メーザーの影響を議論の出発点とする、ほぼ同様の指摘に至っている。オスナブリュック

クの歴史家兼政治家メーザーは、国法学者という枠には到底収まり切らない人物ながら、一九・二〇世紀のゲルマン・イデオロギー的国法学（憲法学）に与えた影響などもあり、メーザー同様、帝国国法論に位置づけることができるのである。メーザーについてはヤン・シュレーダー「ユストゥス・メーザー」、『シュトライス編』一七・一八世紀の国家思想家たち』（注28）、四八三～五〇九頁所収を参照。一九世紀国法学に対するメーザーの影響については村上淳一「新装版 ゲルマン法史における自由と誠実」『東京大学出版会』二〇一四年も参照。

(36) 本作の登場人物一般に見られる行為の欠如を強調する研究としては Michelsen: Egnonts Freiheit (Anm. 35), S. 284 を参照。

(37) この点については例えば Stauf: Justus Mörsers Konzept (Anm. 35), S. 378-392 を参照。すでに見た通り、『エグモント』が最初に構想されたのは『ゲッツ』刊行直後であるので両者に共通するものがあるとしても不思議なことではない。

(38) フェーデと平和運動、そして絶対主義の関係性については、堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店、一九七六年に収められた古典的研究および山内進『掠奪の法観念史——中・近世ヨーロッパの人・戦争・法』東京大学出版会、一九九三年を参照。

(39) 同上二二六～二六三頁を参照。

(40) 31. 277-282 を参照。

(41) この点については Stauf: Justus Mörsers Konzept (Anm. 35), S. 404-405; Hans-Jürgen Schings: Freiheit in der Geschichte. Egnont und Marquis Posa im Vergleich. In: Goethe-Jahrbuch 110 (1993), S. 61-76, hier S. 73 も触れつつあるが掘り下げることはしない。

(42) Michelsen: Egnonts Freiheit (Anm. 35), S. 276; Schings: Freiheit in der Geschichte (Anm. 41), S. 74 を参照。ミヒェルゼンおよびシングスは、ファンセンの描写に作者ゲーテのこの人物に対する反感を読むが、ミヒェルゼン自身が認めている通り、ファンセンもエグモントと同じく「良き古き権利」を主張しているのである。Stauf: Justus Mörsers Konzept (Anm. 35), S. 399-400 も述べつつある通りファンセンは単なる悪玉ではない。注目すべきことに扇動者ファンセン、「酒飲みのくせに公証人やら弁護士だともぬかしやがる」(31. 266) ファンセンも『扇動された

人々』における扇動者ブレーメ同様、知識・学識という点で他の市民より優位に立つのである。

- (43) ブレンナー「旧身分制社会における自由権」(注11)、二九三―二九四頁を参照。Schings: Freiheit in der Geschichte (Anm. 41), S. 74は、ファンセンによる根源的な契約への言及から、啓蒙主義・契約理論との関連性を指摘するが、ファンセンが語る「契約」と自然法論の支配契約理論とはそう簡単に結びつけられるものではないだろう。

- (44) 注35に列挙した研究を再度参照。ゲーテ作品におけるメーザーの影響を包括的に論じたものとしてはStefan Eßer: Der Einfluß Justus Mörsers auf das poetische Werk Goethes, Hannover 1999がある。

- (45) この意味での自由については大宮「エグモンントカアルバカ」(注35)の三三三―三三三頁、Michelsen: Egmonds Freiheit (Anm. 35), S. 277; Klein: Staat, Verfassung, Volk und Freiheit (Anm.34), S. 42-44を参照。

- (46) この点を強調するものとしては大宮「エグモンントカアルバカ」(注35)を参照。

- (47) Reinhart Koselleck: Kritik und Krise. Eine Studie zur Pathogenese der bürgerlichen Welt [1959], Frankfurt/M 1973を参照。

- (48) Staaf: Justus Mörsers Konzept (Anm. 35), S. 397; Klein: Staat, Verfassung, Volk und Freiheit (Anm.34), S. 44-47を参照。

- (49) 「気をつけろーアルバ公爵は到着してすぐに命令を出した。二人か三人かで集まって街頭で話していると審理なしで大逆罪だ。」(31, 291)

- (50) Johann Stephan Pütter: Beyträge zum Teutschen Stats- und Fürsten-Rechte, Göttingen 1777, S. 352.

- (51) Ebd., S. 319.

- (52) Ebd., S. 355-357を参照。

- (53) Ebd., S. 352-355を参照。この点に関するピュッターの理論構成については村上「『良き旧き法』と帝国国制(二)」(注18)の五二―五四頁を参照。

- (54) 栗城『17・18世紀のドイツ憲法学』(注24)、五〇〇頁を参照。

- (55) この点については同上二〇〇―二二三頁を参照。